

<b>議 案 名</b>	富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例の制定について
<b>制 定 趣 旨</b>	児童福祉法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市立みずほ学園条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号中、「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に変更されることに伴い、条例第6条の規定を改正するものです。
<b>施 行 日</b>	令和5年4月1日

富士見市立みずほ学園条例(平成13年条例第27号) 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第6条 利用児の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(次項において「基準算定額」という。)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 利用児の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(次項において「基準算定額」という。)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>